

被災 3 県の海岸堤防高の設定状況

岩手県沿岸の海岸堤防高の設定(9/26公表、10/20公表)

岩手県における地域海岸設定の考え方

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- ✓同一の湾で区分
- ✓湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- ✓海岸線の向きが一様な区間で区分

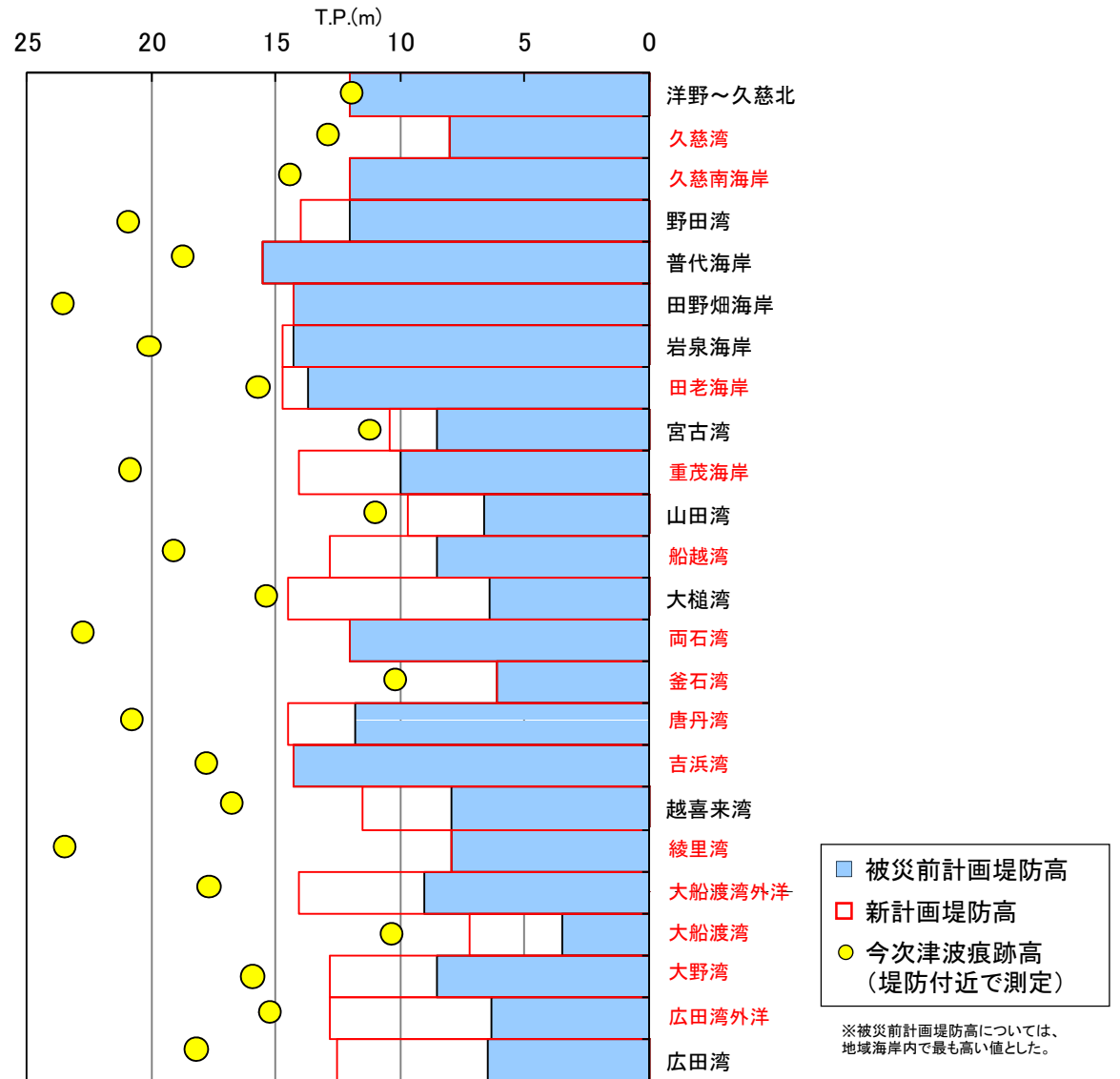
24の地域海岸に区分

※今回決定分 (H23.10.20) : 朱書き (14海岸 / 24海岸)

※前回決定分 (H23. 9.26) : 黒書き (10海岸 / 24海岸)



岩手県沿岸の海岸堤防高の設定(9/26公表、10/20公表)



※今回決定分 (H23.10.20) : 朱書き (14海岸/24海岸)
 ※前回決定分 (H23. 9.26) : 黒書き (10海岸/24海岸)

岩手県沿岸の海岸堤防高の設定(9/26公表、10/20公表)

単位:m(T. P.)

地域海岸名	今次津波痕跡高	設計津波		設計津波の水位による堤防高設定	【設計津波の水位による堤防高設定】>【被災前計画高】のチェック	新計画堤防高	被災前計画堤防高
		対象津波	設計津波の水位				
洋野・久慈北海岸	12.0	昭和三陸地震	5.4	6.4	被災前計画高にて決定	12.0	12.0
久慈湾 ※5	13.7	昭和三陸地震	5.4	6.4	被災前計画高にて決定	8.0	7.3~8.0
久慈南海岸	14.5	昭和三陸地震	10.9	11.9	被災前計画高にて決定	12.0	12.0
野田湾	21.4	昭和三陸地震	13.0	14.0	○	14.0	12.0
普代海岸	18.4	昭和三陸地震	13.3	14.3	被災前計画高にて決定	15.5	15.5
田野畑海岸	23.0	昭和三陸地震	12.8	13.8	被災前計画高にて決定	14.3	14.3
岩泉海岸	20.2	昭和三陸地震	13.7	14.7	○	14.7	13.3~14.3
田老海岸	16.3	昭和三陸地震	13.7	14.7	○	14.7	10.0~13.7
宮古湾	11.6	明治三陸地震	9.4	10.4	○	10.4	8.0~8.5
重茂海岸	21.8	明治三陸津波	13.1	14.1	○	14.1	10.0
山田湾	10.9	明治三陸地震	8.7	9.7	○	9.7	6.6
船越湾	19.0	明治三陸津波	11.8	12.8	○	12.8	8.35~8.5
大槌湾	15.1	明治三陸地震	13.5	14.5	○	14.5	6.4
両石湾	22.6	昭和三陸地震	9.7	10.7	被災前計画高にて決定	12.0	6.4~12.0
釜石湾 ※5	10.1	明治三陸地震	4.8	5.8	被災前計画高にて決定	6.1	4.0~6.1
唐丹湾	21.0	昭和三陸地震	13.5	14.5	○	14.5	11.8
吉浜湾	17.2	想定宮城県沖	6.8	7.8	被災前計画高にて決定	14.3	14.3
越喜来湾	16.9	昭和三陸地震	10.5	11.5	○	11.5	7.9
綾里湾	23.8	想定宮城県沖	6.3	7.3	被災前計画高にて決定	7.9	7.9
大船渡湾外洋	17.4	昭和三陸地震	13.1	14.1	○	14.1	7.9~9.0
大船渡湾 ※5	10.4	明治三陸地震	6.2	7.2	○	7.2	3.0~3.5
大野湾	16.6	昭和三陸地震	11.8	12.8	○	12.8	4.8~8.5
広田湾外洋	15.2	明治三陸地震	11.8	12.8	○	12.8	6.3
広田湾	18.3	想定宮城県沖	11.5	12.5	○	12.5	4.95~6.5

※1 地域海岸とは「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線に分割したものの。

※2 一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定するが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なる場合、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めることにより、設計津波の水位による堤防高の設定が異なる場合がある。(山田湾地域海岸の浦の浜地区など)

※3 設計津波の水位による堤防高設定が、被災前計画高より大きくなる場合は「○」、小さくなる場合は「被災前計画高にて決定」。

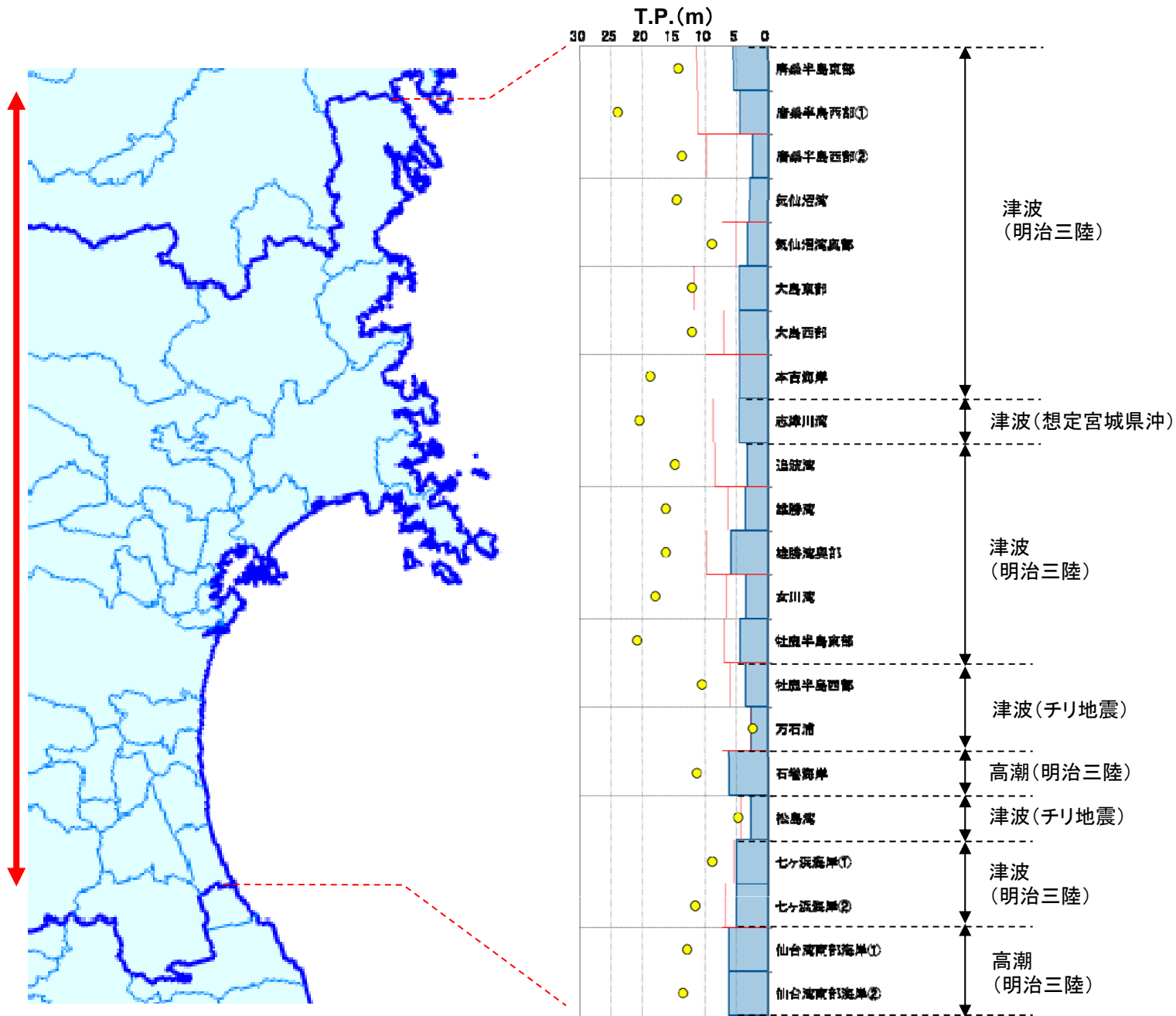
※4 新計画堤防高は、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、海岸保全基本計画に定めるものである。整備段階における海岸堤防高さは、計画堤防高の範囲内で暫定的な高さとする場合がある。

※5 久慈湾、釜石湾及び大船渡湾は、湾口防波堤との組み合わせによる対策としている。大船渡湾における湾口防波堤については、その構造について検討中であり、今後設計津波の水位が変更となる場合がある。

※今回決定分(H23.10.20): 朱書き(14海岸/24海岸)

※前回決定分(H23. 9.26): 黒書き(10海岸/24海岸)

宮城県沿岸の海岸堤防高の設定(9/9公表)



凡 例	
	被災前現況堤防高
	新計画堤防高
	今次津波痕跡高 (堤防付近で測定)

宮城県沿岸の海岸堤防高の設定(9/9公表)

単位:m(T.P.)

地域海岸名 ※1	今次津波 痕跡高	設計津波		設計津波 から求めた 必要堤防高 ※2	津波>高潮 のチェック ※3	新計画堤防高 ※4	被災前 現況堤防高
		対象地震	設計津波の 水位 ※2				
唐桑半島東部	14.4	明治三陸地震	10.3	11.3	○	11.3	4.5~6.1
唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	10.2	11.2	○	11.2	4.0~4.5
唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	8.9	9.9	○	9.9	2.5~3.2
気仙沼湾	14.6	明治三陸地震	6.2	7.2	○	7.2	2.8~4.5
気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	4.0	5.0	○	5.0	2.8~4.5
大島東部	12.1	明治三陸地震	10.8	11.8	○	11.8	1.8~4.5
大島西部	12.1	明治三陸地震	6.0	7.0	○	7.0	2.5~5.1
本吉海岸	18.8	明治三陸地震	8.8	9.8	○	9.8	2.5~5.5
志津川湾	20.5	想定宮城県沖 地震	7.7	8.7	○	8.7	3.6~5.1
追波湾	14.9	明治三陸地震	7.4	8.4	○	8.4	2.6~4.5
雄勝湾	16.3	明治三陸地震	5.4	6.4	○	6.4	3.1~5.9
雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	8.7	9.7	○	9.7	4.1~5.9
女川湾	18.0	明治三陸地震	5.6	6.6	○	6.6	3.2~5.8
牡鹿半島東部	20.9	明治三陸地震	5.9	6.9	○	6.9	4.4~5.1
牡鹿半島西部	10.5	チリ地震	5.0	6.0	○	6.0	2.9~4.6
万石浦	2.4	チリ地震	1.5	2.5	○	2.6	2.6
石巻海岸	11.4	明治三陸地震	3.4	4.4	高潮にて決定	7.2	4.5~6.2
松島湾	4.8	チリ地震	3.3	4.3	○	4.3	2.1~3.1
七ヶ浜海岸①	8.9	明治三陸地震	4.4	5.4	○	5.4	3.1~5.0
七ヶ浜海岸②	11.6	明治三陸地震	5.8	6.8	○	6.8	5.0~6.2
仙台湾南部海岸①	12.9	明治三陸地震	5.3	6.3	高潮にて決定	7.2	5.2~7.2
仙台湾南部海岸②	13.6	明治三陸地震	5.2	6.2	高潮にて決定	7.2	6.2~7.2

※1 地域海岸とは「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線に分割したもの。

※2 一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定することを基本とするが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なる場合、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めたため、必要堤防高の設定が異なる場合がある。

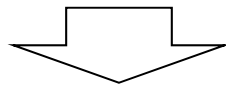
※3 津波による堤防高設定が高潮による設定よりも大きくなる場合は「○」、小さくなる場合は「高潮にて決定」。

※4 新計画堤防高は、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、海岸保全基本計画に定めるものである。
整備段階における海岸堤防高さは、計画堤防高の範囲内で暫定的な高さとする場合がある。

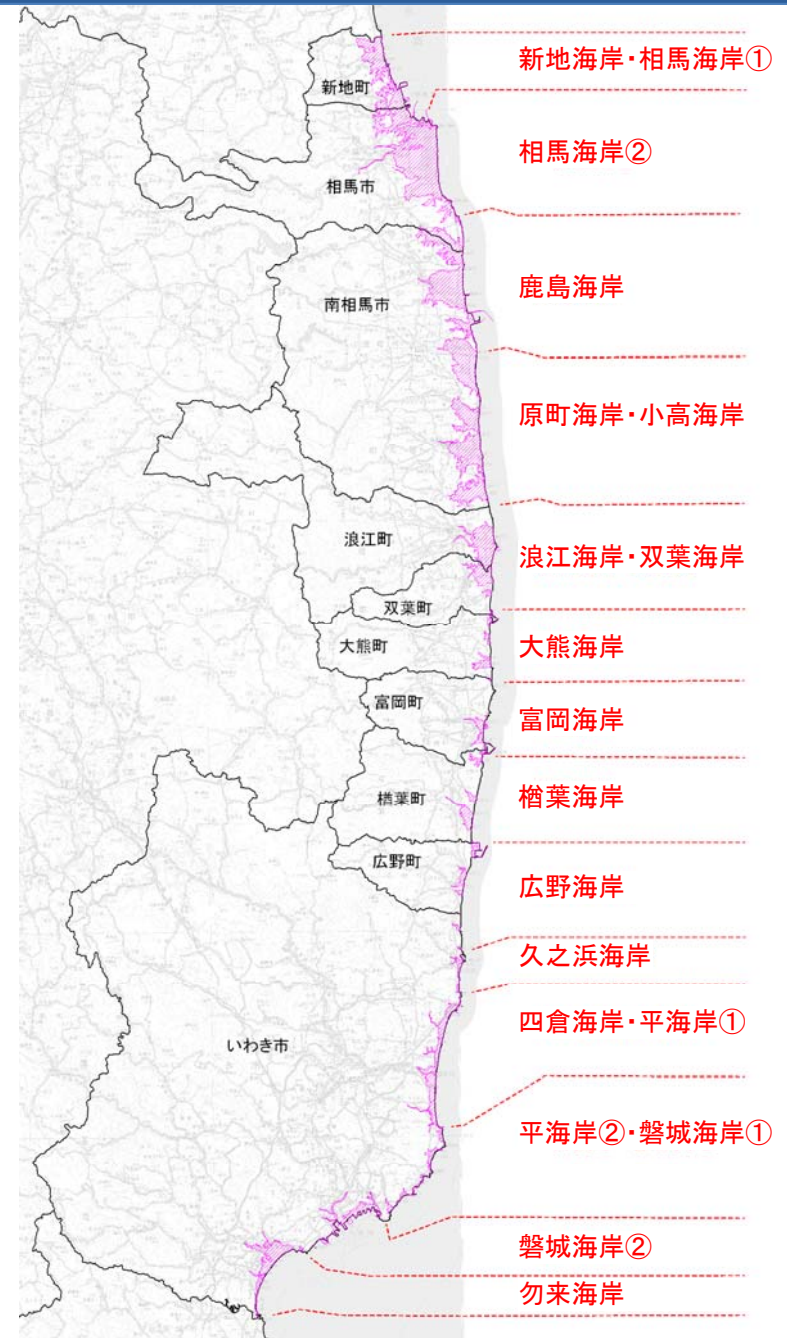
福島県沿岸の海岸堤防高の設定(10/8公表)

《福島県における地域海岸の考え方》

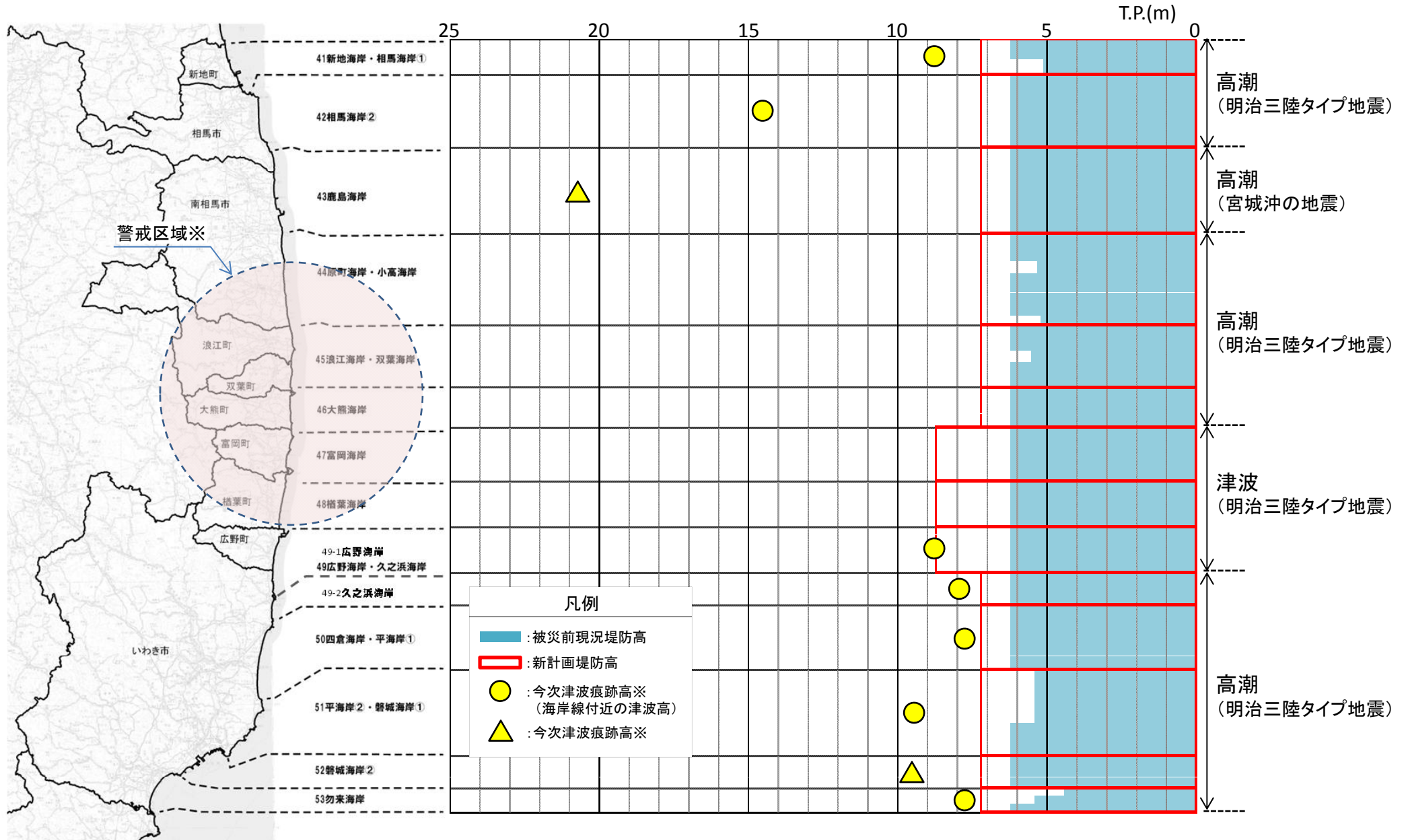
- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



福島県沿岸の海岸堤防高の設定(10/8公表)



※原町海岸から楢葉海岸については、警戒区域(東京電力福島第一原子力発電所半径20km圏内)のため、津波痕跡調査は実施されていない。
 ※海岸線付近の痕跡高が無い又は不足するため、遡上高(海岸から内陸へ津波がかけ上がった高さ)を記載。

福島県沿岸の海岸堤防高の設定(10/8公表)

単位:T.P.(m)

地域海岸名 ※1	今次津波 痕跡高 ※2	設計津波		津波>高潮 のチェック ※4	新計画 堤防高 ※5	被災前 計画堤防高	
		対象地震	設計津波 の水位 ※3				
新地海岸・相馬海岸①	8.7	明治三陸タイプ地震	5.4	高潮にて決定	7.2	6.2	
相馬海岸②	14.5	明治三陸タイプ地震	5.0	高潮にて決定	7.2	6.2	
鹿島海岸	※7 (遡上高:20.8)	宮城県沖の地震	4.6	高潮にて決定	7.2	6.2	
原町海岸・小高海岸	-	明治三陸タイプ地震	6.3	高潮にて決定	7.2	6.2	
浪江海岸・双葉海岸	-	明治三陸タイプ地震	6.8	高潮にて決定	7.2	6.2	
大熊海岸	※6	-	明治三陸タイプ地震	5.2	高潮にて決定	7.2	6.2
富岡海岸	-	明治三陸タイプ地震	8.7	○	8.7	6.2	
檜葉海岸	-	明治三陸タイプ地震	8.1	○	8.7	6.2	
広野海岸	8.9	明治三陸タイプ地震	8.7	○	8.7	6.2	
久之浜海岸	7.9	明治三陸タイプ地震	6.1	高潮にて決定	7.2	6.2	
四倉海岸・平海岸①	7.6	明治三陸タイプ地震	4.4	高潮にて決定	7.2	6.2	
平海岸②・磐城海岸①	9.2	明治三陸タイプ地震	4.1	高潮にて決定	7.2	6.2	
磐城海岸②	※7 (遡上高:9.4)	明治三陸タイプ地震	2.4	高潮にて決定	7.2	6.2	
勿来海岸	7.7	明治三陸タイプ地震	2.7	高潮にて決定	7.2	6.2	

- ※1 地域海岸とは「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線に分割したもの。
- ※2 今次津波の痕跡高は、土木学会「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」調査データ。極力海岸線付近の記録を用いることを基本とする。
- ※3 一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定することを基本とするが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なる場合、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めるため、必要堤防高の設定が異なる場合がある。
- ※4 津波による堤防高設定が高潮による設定よりも大きくなる場合は「○」、小さくなる場合は「高潮にて決定」。
- ※5 新計画堤防高は、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、海岸保全基本計画に定めるものである。
整備段階における海岸堤防高さは、計画堤防高の範囲内で暫定的な高さとする場合がある。
- ※6 原町海岸から檜葉海岸については、警戒区域(東京電力福島第一原子力発電所半径20km圏内)のため、津波痕跡調査は実施されていない。
- ※7 海岸線付近の痕跡高が無い又は不足するため、遡上高(海岸線から内陸へ津波がかけ上がった高さ)を記載。